

市長賞

賞金 **10** 万円

特別賞

賞金 **3** 万円



あなたの会社の
“ユニーク”
お待ちしています

第1回

事業者エントリー
受付中!!

寝屋川市ユニーク経営賞

UniqueManagement Award
NEYAGAWA

応募申込書の
提出〆切

令和6年
9月30日(月)

取組概要の提出〆切

令和6年
10月16日(水)

寝屋川市ユニーク経営賞って？

働き方改革の推進等に関してユニークな取組を行っている
寝屋川市内の事業者を表彰する制度です。



テレワークの導入
フレックスタイム制度の導入
柔軟な働き方の推進
残業時間の上限設定
特別休暇の取得率向上
ストレスチェックの実施
男性の育児休暇取得
変形時間労働制
などなど

多様で柔軟な働き方を実現できるまちへ

応募の流れ

Unique

応募の詳細、申込書などの
ダウンロードはこちら



1

応募受付

応募申込書(様式1)を作成し、Microsoft Wordデータのまま、まちづくり推進部産業振興室にメールにて提出してください。

2

取組概要の提出

取組概要(様式2)を作成し、PDFデータに変換してからまちづくり推進部産業振興室にメールにて提出してください。※受信確認のため電話にてご連絡ください。

3

審査

対象取組に対し、「独創性」、「実行性」、「継続性」、「訴求性」、「実効性」、「発展性」の観点から寝屋川市ユニーク経営賞選考委員会において厳正な審査のうえ市長賞、特別賞を選考します。

4

表彰

市長賞、特別賞に選考された事業者には後日開催の表彰式にて表彰状の授与ならびに副賞が贈呈されます。

5

取組のPR

表彰事業者及びその取組をPRします。

送付先



寝屋川市
NEYAGAWA CITY

まちづくり推進部産業振興室

E-mail:sangyo@city.neyagawa.osaka.jp Tel:072-828-0751



寝屋川市ユニーク経営賞

UniqueManagement Award NEYAGAWA

制度の目的

働き方改革の推進等に関するユニークな取組を行っている
寝屋川市内の事業者を表彰し、当該取組を広く周知、横展開することで、
市内の事業者の働きやすい職場づくりに対する意識の醸成を図ることを目的とします。

選考基準

①市長賞

事業者が行っている働き方改革の推進等に関する
ユニークな取組について、優秀であると認められるもの。

②特別賞

事業者が行っている働き方改革の推進等に関する
ユニークな取組について、表彰するに値すると認められ
るもの。

表彰内容

①表彰状の授与

②副賞の贈呈(市長賞10万円、特別賞3万円／表彰盾)

③その他

ア. 寝屋川市ユニーク経営賞ロゴマークの使用

イ. 企業PR支援

ウ. 寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金における
一部メニューの補助率・上限引上げ ※市長賞のみ

応募要件

応募は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者に限ります。

①働き方改革の推進等に関して、以下に掲げる事項の いずれかについてユニークな取組を行っていること。

- ア. 所定外労働の削減に関すること。
- イ. 年次有給休暇の取得促進に関すること。
- ウ. 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に関すること。
- エ. 福利厚生の実施に関すること。
- オ. アからエまでに掲げるもののほか、働き方改革の推進に
関すること。

②次のア・イ・ウのいずれにも該当すること。

- ア. 市税を滞納していないこと。
- イ. 寝屋川市暴力団排除条例(平成25年寝屋川市条例第20号)
第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員
又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ウ. ア及びイに掲げる場合のほか、当事業の目的に照らし、市長賞又は
特別賞として表彰することが不適当であると認められないこと。

③募集対象

市内において事業を営む法人その他の団体及び個人。

※株式会社(旧有限会社を含む。)、合名会社(士業法人を含む。)、
合資会社、合同会社、特例有限会社、個人事業主のほか、
特定非営利活動法人、(一般・公益)社団法人、(一般・公益)財団法人、
医療法人等が対象です。

表彰式 令和7年1月下旬を予定しています。

注意事項

- ①応募内容(写真データ等を含む。)については、市の広報誌、
ホームページや刊行物等の掲載において、無償使用させて
いただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ②追加資料の提出をお願いする場合があります。

お問合せ先

寝屋川市まちづくり推進部産業振興室

〒572-0042 大阪府寝屋川市東大利町2番14号 Tel:072-828-0751

平日(月～金)午前9時から午後5時30分まで ※祝日は除く E-mail:sangyo@city.neyagawa.osaka.jp